

令和4年5月24日

各県立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について
(依頼)

このことについて、別添(写)のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から周知依頼がありました。

このたび、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「対処方針」という。)」が変更されましたので、お知らせします。

新たな対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、特に、マスク着用に関する考え方については、これまでも、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において示しているところであり、改めて参考にしてください。

なお、学校生活におけるマスクの着用に関する考え方については、留意事項を含め追って連絡します。基本的対処方針に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします

記

新たな新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040523.pdf

<主な変更箇所>

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(4) 感染防止策

「マスクの着用」については、屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

2) 学校等

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、身体的距離が十分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導する。その上で、地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業ではマスクの着用は必要ないこと、気

温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外すこと等を指導する。加えて、運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じつつ、接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。

【事務担当】

保健体育課 課長補佐兼班長 横山 勝規

TEL：059-224-2973 FAX：059-224-3023

高校教育課 課長補佐兼班長 谷奥 茂

TEL：059-224-3002 FAX：059-224-3023

特別支援教育課 課長補佐兼班長 遠藤 純子

TEL：059-224-2961 FAX：059-224-3023